

磐田市水防計画書

令和5年3月

磐 田 市

磐田市水防計画書

目 次

章	節	内 容	頁
第1章		総 則	1
	第1節	目 的	1
	第2節	用語の定義	1
	第3節	水防の責任等	2
	第4節	津波における留意事項	6
	第5節	安全配慮	6
第2章		重要水防箇所等	8
	第1節	重要水防箇所	8
	第2節	その他水防上重要かつ密接な関係を有するもの	8
	第3節	水防上注意を要する水門等	8
	第4節	河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）	9
	第5節	事前放流を実施するダムの操作	9
第3章		水防組織及び事務	10
	第1節	水防本部設置前の配備体制	10
	第2節	水防本部の設置	10
	第3節	水防本部の廃止等	11
第4章		通信連絡	12
	第1節	水防通信連絡	12
	第2節	ダムの放流連絡	12
第5章		気象庁が行う予報及び警報とその措置(共同業務を除く)	13
	第1節	静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報	13
	第2節	津波に関する警報、注意報、情報、予報	13
第6章		洪水予報	15
	第1節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	15
	第2節	静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	16
第7章		水防警報	18
	第1節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	18
	第2節	静岡県知事が行う水防警報とその措置	19
第8章		水位周知河川における水位到達情報	21
	第1節	静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	21

章	節	内 容	頁
第9章		水防活動	23
	第1節	水防時の配備基準	23
	第2節	雨量等の監視と通報	23
	第3節	監視及び警戒とその措置	24
	第4節	水防作業	24
	第5節	緊急通行	25
	第6節	水防信号及び水防標識	25
	第7節	水防配備の解除	25
第10章		避 難	26
	第1節	避難の指示	26
	第2節	警戒区域の設定	26
	第3節	避難のための立退き計画	26
第11章		決壊等の通報及び決壊後の処置	27
	第1節	決壊等（被害情報）の通報	27
	第2節	決壊後の処置	27
第12章		協力応援	28
	第1節	河川管理者の協力	28
	第2節	下水道管理者の協力	29
	第3節	水防管理団体相互の協力及び応援	29
	第4節	自衛隊の応援要請の要求	29
	第5節	警察官の出動要請	30
第13章		水防てん末報告	31
第14章		施設及び水防用資器材整備運用並びに輸送	32
	第1節	施設及び水防用資器材の整備	32
	第2節	輸送路の確保	32
第15章		水防計画及び水防訓練	33
	第1節	水防計画	33
	第2節	水防訓練	33
第16章		水防協力団体	34
	第1節	水防協力団体の申請、指定及び業務等	34
第17章		浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	35
	第1節	洪水対応	35
	第2節	津波対応	36
第18章		その他	38
	第1節	費用負担及び公用負担	38
	第2節	公務災害補償	38

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により静岡県知事から指定された指定水防管理団体である磐田市が、同法第33条第1項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、磐市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、磐田市の地域に係る河川、湖沼及び海岸の洪水、内水（水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画書における用語の定義は、以下のとおりである。

- 1 静岡県水防本部** 県の地域に係る水防を総括するため設置するもので、水防に関係の深い部、局及び課で編成し、県庁内（交通基盤部河川砂防局）に置くものをいう。
- 2 水防管理団体** 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第2条第2項）。
- 3 指定水防管理団体** 水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう（水防法第4条）。
- 4 水防管理者** 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第2条第3項）。
- 5 水防協力団体** 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（水防法第36条第1項）。
- 6 洪水予報** 国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川。本市においては天竜川（国土交通大臣指定）、太田川及び原野谷川（知事指定）がこれに該当する。）について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
- 7 水防警報** 国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等。本市においては、天竜川、太田川及び原野谷川が該当する。）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8項、水防法第16条）。
- 8 水位周知河川** 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市においては、敷地川、仿僧川、今ノ浦川及び宇刈川が該当する。なお、国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。

- 9 **水位到達情報** 水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
- 10 **水防団待機水位（通報水位）** 量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 11 **氾濫注意水位（警戒水位）** 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
- 12 **避難判断水位** 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難の目安となる水位である。
- 13 **氾濫危険水位** 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- 14 **洪水特別警戒水位** 水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 15 **重要水防箇所** 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 16 **洪水浸水想定区域** 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。
- 17 **浸水被害軽減地区** 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（水防法第15条の6）。
- 18 **磐田市災害対策本部** 災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速、かつ、強力に実施するため災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき、おのおの次のように規定されている。

1 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体である磐田市は、その管轄区域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備、確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 消防団の整備
- (3) 消防団員等の公務災害補償

- (4) 水防倉庫、資器材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立
- (6) 平常時における河川、遊水池及び海岸等の巡視
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置
洪水予報等の伝達方法や地下街等、要配慮者利用施設を含めた避難警戒体制を地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告
- (11) 予想される水災の危険の周知
- (12) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供
- (13) 水防計画の作成、変更及び公表
- (14) 水防訓練の実施
- (15) 水防従事者に対する災害補償
- (16) 水防時における適正な水防活動の実施
水防活動の主な内容は、次のとおりである。
 - ア 消防機関の出動準備又は出動
 - イ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償
 - ウ 警戒区域の設定
 - エ 警察署長に対する警察官の出動要請
 - オ 他の水防管理団体への応援要請
 - カ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置
 - キ 水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償
 - ク 避難のための立退きの指示
 - ケ 自衛隊の出動要請の要求
 - コ 水防に要する費用の負担
 - サ 水防てん末報告書の提出

2 県の責任

県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

- (1) 水防計画の樹立
- (2) 水防管理団体が行う水防への協力
- (3) 水防協議会の設置
- (4) 水防事務の調整及び円滑な実施
- (5) 洪水予報の発表
知事が指定した河川（本市においては、太田川及び原野谷川が該当する。）について、気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。
- (6) 洪水予報等の通知
国土交通大臣が指定した河川（本市においては、天竜川が該当する。）について、洪水予報の通知を受けた場合若しくは気象庁から洪水、津波又は高潮の予報の通知を受けた場合又は知事が指定した河川について洪水予報を発表した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機

関に通知しなければならない。

(7) 水位の通報及び公表

洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき又は洪水予報が発表された場合並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

(8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表

国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(10) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知

(11) 浸水想定区域

洪水予報河川及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報を発表するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

(12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置

(13) 水防信号の制定

(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示

知事が指定した河川（本市においては、太田川及び原野谷川が該当する。）について、水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(15) 水防警報の通知

国土交通大臣が指定した河川（本市においては、天竜川が該当する。）について行う水防警報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理団体及び関係機関に通知しなければならない。

(16) 必要と認める区域の居住者に対する立退きの指示

(17) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示

(18) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定

(19) 水防団員の定員の基準の制定

(20) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言

(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言

(22) 水防管理団体の負担する費用補助

(23) 水防に関する必要な報告

3 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任

(1) 水防管理団体が行う水防への協力

(2) 洪水予報の発表及び通知

洪水予報河川（本市では、天竜川が該当する。）において、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知

前(2)以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知

(5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知

(6) 大規模氾濫減災協議会の設置

(7) 水防警報の発表及び通知

天竜川について、洪水、津波又は高潮によって損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発表し、知事に通知しなければならない。

(8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示

(9) 特定緊急水防活動

(10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言

(11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言

5 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言

6 ダム管理者の責任

洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

7 放送局、西日本電信電話株式会社その他報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

8 一般住民の義務

(1) 水防への従事

(2) 水防通信への協力

9 水防協力団体の義務

(1) 決壊の通報

(2) 決壊後の処置

(3) 水防訓練の実施

(4) 津波避難訓練への参加

(5) 業務の実施等

第4節 津波における留意事項

津波は、発生時点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

市は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が消防機関による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

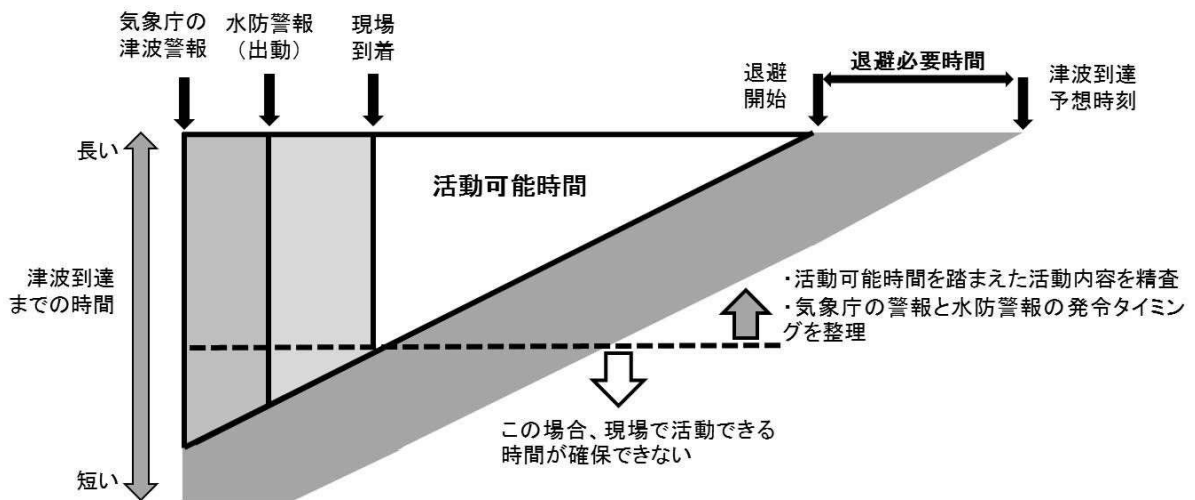
避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- 1 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行い範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は消防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 8 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 9 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

【参考】「活動可能時間」の考え方について

「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



退避必要時間＝退避時間(安全な高台等へ退避するために要する時間)＋安全時間(安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間)

第2章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいい、国土交通省が管理する直轄河川では、水防上最も重要な区間、水防上重要な区間、要注意区間の3ランクがあり、堤防の高さや洪水流下のための断面、堤防からの漏水等の観点から指定をしている。なお、水防活動上の必要性に応じて特に重点的に巡視すべき箇所を「重点区間」としている。

また、県管理の河川についても、重要度A、Bの2ランクに分けて指定をしている。

市内の1・2級河川及び海岸等のうち重要水防箇所は、資料201-1<重要水防箇所一覧表>のとおりである。

なお、重要水防箇所の区分については、資料201-2<国土交通省重要水防箇所の区分>及び資料201-3<静岡県(県管理区間)重要水防箇所の区分>に定めるとおりであり、評定基準は、資料201-4<国土交通省重要水防箇所評定基準(案)>及び資料201-5<静岡県(県管理区間)重要水防箇所評定基準>に示すとおりである。

第2節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するもの

1 たん水注意箇所

時間雨量50mm及び異常潮位によるたん水注意箇所は、資料202-1<たん水注意箇所一覧表>のとおりである。

2 水防上重要なため池

市内における水防上重要なため池は、資料202-2<ため池一覧表>のとおりである。

3 水防上特に重大な影響をもつ橋梁

水防上特に重大な影響をもつ橋梁は、資料202-3<水防上重大な影響のある橋梁一覧表>のとおりである。

4 土石流危険溪流

市内における土石流危険溪流は、資料202-4<土石流危険溪流一覧表>のとおりである。

第3節 水防上注意を要する水門等

水防上重要な水門等は、資料203-1<水防上注意を要する水門等一覧表>のとおりである。

1 管理

- (1) 水防管理者(市長)は、水防上重要な水門等の規模、能力等を熟知するとともに、緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。
- (2) 水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

2 操作

水門等の管理者は、水防時において適正操作を図り、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ、水防管理者(市長)に報告するものとする。

第4節 河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）

河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第5節 事前放流を実施するダムの操作

事前放流を実施するダムの操作で磐田市が関係するダムは次表のとおりである。なお、事前放流に係る操作規則及び操作規程等は、静岡県水防計画書「ダム及び水門編」のとおりである。

ダム管理者は各水系の治水協定に基づき事前放流の実績を判断し、操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。

ダム及び水防上重要な大規模水こう門は次表のとおりである。

水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者
天竜川	天竜川	船明ダム	浜松市天竜区大字船明	電源開発株
太田川	太田川	太田川ダム	周智郡森町亀久保	静岡県
太田川	原野野川	原野野川農地防災ダム	掛川市丹間	静岡県

第3章 水防組織及び事務

水防管理者（市長）は、本市に水害の発生のおそれが生じたときは、水防事務を処理するため、磐田市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

第1節 水防本部設置前の配備体制

水防本部設置前の配備体制は情報収集体制とする。

1 配備基準

水防本部設置前の配備体制は、資料301-1＜災害時等の配備体制とその基準＞で定める情報収集体制であり、その基準は次のとおりである。

- (1) 市が設置した雨量計又は水位観測装置が基準数値に達したとき
- (2) 静岡県全域、静岡県西部、静岡県遠州南又は磐田市に大雨、洪水、暴風又は高潮の各警報が発表されたとき
- (3) 津波注意報が静岡県に発表されたとき

2 活動の内容

関係部課等が積極的に水防情報の収集及び河川、排水路、海岸並びに既往の災害箇所への巡視警戒にあたるるとともに、必要な処置を行うものとする。

第2節 水防本部の設置

1 水防本部の設置基準

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときから、その危険がなくなるまでの間、水防本部を設置し、水防本部長として水防本部を統括するものとする。

水防本部の設置基準は、資料301-1＜災害時等の配備体制とその基準＞で定める事前配備体制（災害対策準備室）であり、その基準は次のとおりである。

- (1) 市内で災害の発生のおそれがあると判断されたとき
- (2) 河川水位が避難判断水位に達し、今後も水位の上昇が予測されるとき
- (3) 大津波・津波警報が静岡県に発表されたとき

2 水防本部の設置

- (1) 磐田市役所内に水防本部を設置し、必要な支所に支部を設置する。
- (2) 水防本部の庶務は危機管理課において処理する。

3 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織は、資料302-1＜磐田市水防本部編成図＞のとおりとし、事務分掌は資料302-2＜磐田市水防本部における事務分掌＞の定めるところによるものとする。

- (1) 水防本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 水防副本部長は、副市長をもって充てる。
- (3) 水防本部員は、水防を所掌する関係部長をもって充てる。
- (4) 各班の班長には、水防を所掌する関係課長をもって充てる。

第3節 水防本部の廃止等

1 水防本部の廃止

水防本部長は、水害応急対策が完了したと認めたとき、被害がなく河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に至ったとき又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部を廃止する。

2 災害対策本部への統合

水防本部設置後、被害の状況などにより、磐田市災害対策本部条例（平成17年条例第222号）に定める磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合は、水防本部はその組織に編入されるものとする。

第4章 通信連絡

第1節 水防通信連絡

水防本部長は、水防時において情報及び連絡が迅速、かつ、的確に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

1 通信連絡の基本系統

水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のための通信系統は、資料401-1<水防時における通信連絡基本系統図>のとおりである。

2 通信連絡方法

通信連絡方法は、防災行政無線、消防無線、有線電話及びファクシミリ等を利用するものとする。

なお、詳細は資料401-2<水防関係機関の電話一覧表>、資料401-3<静岡県防災行政無線局一覧表>、資料401-4<磐田市防災行政無線局一覧表>及び資料401-5<磐田市消防無線局一覧表>のとおりである。

3 災害時優先電話

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到するため、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）では、一般の通話に対して規制を行う。災害時優先電話とは、こうした規制の対象とならない特別な指定を受けている電話のことである。

第2節 ダムの放流連絡

1 船明ダム

- (1) ダム放流をする場合の理由は、大雨や降雨の続くことにより、ダムへの流入量が増加すると予想される場合である。
- (2) ダム放流に係る通信連絡系統は、資料402-1<天竜川船明ダム放流連絡系統図>のとおりである。
- (3) 放流の際の関係機関への通知は、放流開始1時間前に電話連絡するものとする。

2 原野谷川農地防災ダム

- (1) ダム放流をする場合の理由は、次に掲げるとおりである。
 - ア 下流における他の河川の使用のため必要な流量を確保する必要があるとき
 - イ 制限水位の規定を守るとき
 - ウ ダム等（ゲートなど）の点検又は整備のため必要があるとき
 - エ その他やむを得ない必要があるとき
- (2) ダム放流に係る通信連絡系統は、資料402-2<原野谷川農地防災ダム放流連絡系統図>のとおりである。
- (3) 放流の際の関係機関への通知は、放流開始1時間前に電話連絡するものとする。

3 太田川ダム

- (1) 貯留された流水の放流を行うことができる場合は、次に掲げるとおりである。
 - ア ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき
 - イ その他特にやむを得ない理由があるとき
- (2) ダム放流に係る通信連絡系統は、資料402-3<太田川ダム放流連絡系統図>のとおりである。

第5章 気象庁が行う予報及び警報とその措置(共同業務を除く)

第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する気象等の予報及び警報は、大雨、高潮、洪水及び津波の各注意報及び警報であり、その発表基準は、資料501-1<静岡地方気象台発表の注意報、警報等の種類とその発表基準>のとおりである。なお、津波については次節によるものとする。

2 気象等の予報及び警報伝達系統(津波注意報、警報は除く。)及び周知方法

気象予報、警報の伝達系統は、資料501-2<気象等の注意報及び警報伝達系統図>により行うものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

第2節 津波に関する警報、注意報、情報、予報

1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という)を発表する。発表される津波警報等の種類及び発表基準は、資料502-1<津波警報等について>のとおりである。

2 津波情報

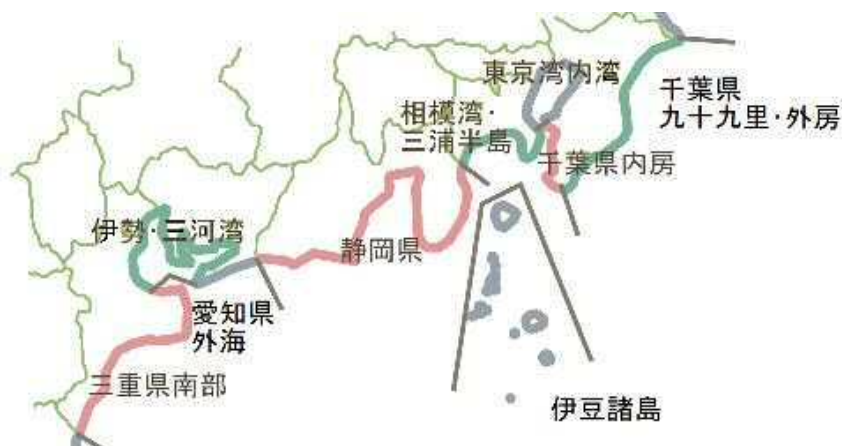
気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。発表される情報の種類及び内容は、資料502-1<津波警報等について>のとおりである。

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報で発表する。その内容は、資料502-1<津波警報等について>のとおりである。

4 津波予報区

静岡県及び周辺の県が属する津波予報区は、次のとおりである。



5 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、資料502-2<津波警報等の伝達系統図>により行うものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

6 津波注意報及び警報標識

津波注意報及び津波警報に係る標識（鐘、サイレンによる伝達）は、資料502-3<津波注意報及び警報標識>のとおりである。

第6章 洪水予報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した天竜川下流について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、天竜川下流洪水予報計画（昭和37年運輸省・建設省告示第14号）に基づき水位を示して発表する。

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

洪水予報を行う河川名及びその区域は、次表のとおりである。

河川名	区 域
天竜川下流	左岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇367番1地先から海まで
	右岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山1番12地先から海まで

2 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位

洪水予報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
天竜川 下流	鹿島	浜松市天竜区 二俣町鹿島	右岸河口より 25.0km	3.50m	5.60m	6.00m
	中ノ町	浜松市東区 中野町	右岸河口より 9.1km	1.60m	3.10m	3.40m

3 洪水予報発表者

洪水予報発表者は、次表のとおりである。

河川名	担当官署	発表責任者
天竜川下流	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

5 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文は、資料601-1<天竜川下流洪水予報形式>のとおりであり、通常はこの形式で発表される。オンラインシステムに不具合が生じた場合、ファクシミリ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

6 洪水予報連絡系統図

洪水予報の連絡系統は、資料601-2<天竜川下流洪水予報連絡系統図>のとおりであり、洪水予報の通知は、基本的にはファクシミリ又はオンライン通信で通知する。その後、必要な機関に対しては受領確認を行うものとする。

第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報の発表を、太田川水系太田川・原野谷川洪水予報計画に基づき水位を示して発表する。

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

洪水予報を行う河川名及びその区域は、次表のとおりである。

水系名	河川名	区 域
太田川水系	太田川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
		右岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
		右岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで

2 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位

洪水予報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
太田川 水 系	太田川	天方	周智郡森町森26-23	1.90m	2.40m	2.80m
		新貝	磐田市新貝11	3.50m	4.30m	4.60m
	原野谷川	山名	袋井市袋井118	5.70m	6.50m	7.00m

観測所名	受け持ち区間
天 方	三倉川合流点から敷地川合流点まで
新 貝	敷地川合流点から太田川河口まで
山 名	逆川合流点から太田川合流点まで

3 洪水予報発表者

洪水予報発表者は、次表のとおりである。

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
太田川水系	袋井土木事務所 静岡地方气象台	袋井土木事務所長 静岡地方气象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除の基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

5 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文は、資料602-1<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報形式>のとおりであり、通常はこの形式で発表される。オンラインシステムに不具合が生じた場合、ファクシミリ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

6 洪水予報連絡系統図

洪水予報の連絡系統は、資料602-2<太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図>のとおりであり、洪水予報の通知は、基本的にはファクシミリ又はオンライン通信で通知する。その後、必要な機関に対しては受領確認を行うものとする。

第7章 水防警報

第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した天竜川（下流）についての水防警報の発表は、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す水防警報計画に基づき、水位を示して水防上の警報を発表する。

1 水防警報を行う河川名及びその区域

水防警報を行う河川名及びその区域は、次表のとおりである。

河川名	区 域		区域延長
天竜川(下流)	幹川	左岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇367番1地先から海まで	25,000m
		右岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山1番12地先から海まで	
天竜川(下流) (津波)	幹川	左岸 磐田市竜洋中島1121番地1地先から海まで	7,700m
		右岸 浜松市南区鶴見町1270番地先から海まで	

2 水防警報の対象水位観測所及び水位

水防警報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高
天竜川 (下流)	鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口から 25.0km	2.20 m	3.50 m	4.50 m	5.60 m	6.00 m	8.77 m	左 10.7 m 右 山付	左 7.9 m 右 山付
	池田	磐田市池田	左岸河口から 10.5km	0.50	1.60	2.60			4.53	左 6.9 右 7.2	左 1.3 右 1.1
	中ノ町	浜松市東区中野町	右岸河口から 9.1km	0.60	1.60	2.50	3.10	3.40	4.77	左 7.6 右 6.7	左 2.2 右 2.7
	掛塚	磐田市掛塚	左岸河口から 3.3km	1.50	2.60	3.30			5.28	左 8.3 右 8.4	左 3.1 右 3.0

注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

3 水位の種類

水位の種類、内容については、資料701-1<水位の種類及び内容>に示すとおりである。

4 水防警報の種類及び発表

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防（消防）団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(2) 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防（消防）機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報連絡系統

水防警報の連絡系統は、資料701-2<天竜川（下流）水防警報連絡系統図>のとおりであり、水防警報の伝達方法は、基本的にはファクシミリにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行うものとする。

6 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、資料701-3<天竜川（下流）水防警報発表用紙>のとおりである。

第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置

静岡県知事が指定した太田川（支川原野谷川を含む。）についての水防警報の発表は、袋井土木事務所長が行うものとし、太田川水防警報計画に基づき、水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

1 水防警報を行う河川名及びその区域

水防警報を行う河川名及びその区域は、次表のとおりである。

河川名	区 域		区域延長
太田川	幹 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	22,730m
		右岸 //	
	支 川 (原野谷川)	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
		右岸 //	
太田川 (津波)	幹 川	左岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで	4,000m
		左岸 //	

2 水防警報の対象水位観測所及び水位

水防警報の対象となる水位観測所及び水位は、次表のとおりである。

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
太田川幹川	天方	周智郡森町森	河口より 21.5km	1.40 m	1.90 m	2.40 m	2.90 m	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4
	新貝	磐田市新貝	河口より 6.5km	3.00	3.50	4.30	5.75	左 7.9 右 7.5	左 5.0 右 2.7
支川 (原野谷川)	山名	袋井市袋井	合流点より 5.6km	5.00	5.70	6.50	8.20	左 9.5 右 8.9	左 5.2 右 6.5
	吉岡橋	掛川市吉岡	合流点より 13.8km	2.70	3.20		4.40	左 5.7 右 5.3	左 2.2 右 2.3

3 水位の種類

水位の種類、内容については、資料701-1<水位の種類及び内容>に示すとおりである。

4 水防警報発表及び解除の基準

(1) 洪水の場合

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防(消防)機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき
出動	水防(消防)機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき又は氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

(2) 津波の場合

水防警報(津波)の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防(消防)機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報連絡系統

水防警報の連絡系統は、資料702-1<太田川水防警報連絡系統図>のとおりであり、水防警報の伝達方法は、基本的にはファクシミリにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行うものとする。

6 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、資料702-2<太田川水防警報発表用紙>を使用する。

第8章 水位周知河川における水位到達情報

第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事が指定した太田川の支川である敷地川、仿僧川、今ノ浦川及び宇刈川について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、袋井土木事務所長から、その旨を当該河川の水位又は流量を示して市長に通知される。

また、避難のための立退きの指示（以下「避難の指示」という。）の判断に資するため、静岡県知事から市長にその通知に係る事項について通知される。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、袋井土木事務所長から可能な範囲で発表される。

1 水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区	域	区域延長
太田川	支川 (敷地川)	左岸	大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300m
		右岸	大当所梨の木橋から太田川合流点まで	
	支川 (仿僧川)	左岸	万正寺祝川合流点から太田川合流点まで	6,600m
		右岸	小島祝川合流点から太田川合流点まで	
	支川 (今ノ浦川)	左岸	見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900m
		右岸	見付管理上流端から仿僧川合流点まで	
	支川 (宇刈川)	左岸	袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600m
		右岸	袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	

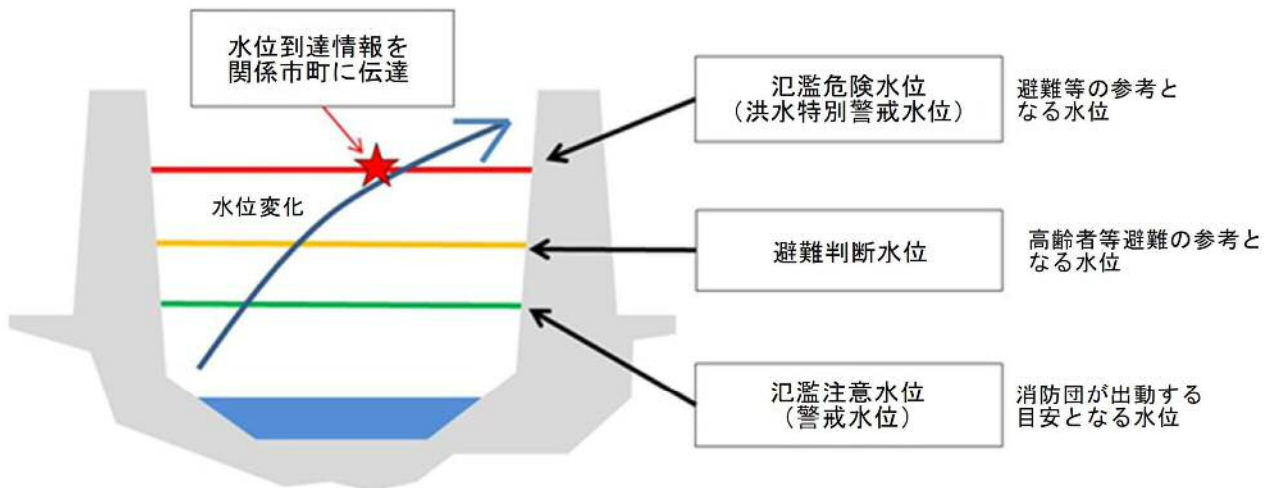
(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	既往最 高水位	現況 堤防高	堤内 地盤高
太田川	支川 (敷地川)	笠梅橋	磐田市 笠梅	本川合流点 から2.9km	m 3.90	m 4.40	m 5.40	m 5.84	m 6.49	m 左7.96 右7.79	m 左5.85 右6.31
	支川 (仿僧川)	鮫島橋	磐田市 鮫島	本川合流点 から4.9km	2.00	2.50	3.20	3.40	3.09	左5.30 右4.92	左1.45 右5.14
	支川 (今ノ浦川)	今之浦橋	磐田市 二之宮	仿僧川合流 点から4.8km	2.00	2.50	3.20	3.60	3.38	左4.32 右5.29	左3.02 右4.29
	支川 (宇刈川)	横手橋	袋井市 久能	本川合流点 から2.9km	1.80	2.70	2.80	3.20	2.89	左6.35 右5.35	左4.82 右4.35

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報の伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を

考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（水防法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

資料801-1<県管理河川水位到達情報発表用紙>により、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報が通知される。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供される。

(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報を発表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知される。

(6) 水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の連絡系統は、資料801-2<太田川水系敷地川、仿僧川、今ノ浦川、宇刈川の水位到達情報連絡系統図>のとおりであり、基本的にファクシミリにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行うものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防時の配備基準

1 市の配備体制

市長は、水防に係る配備の必要を認めるときは、水防配備体制を指令するものとする。

なお、常時勤務から水防配備体制への移行を迅速、かつ、確実にを行うため資料301-1<災害時等の配備体制とその基準>により行うものとする。

2 消防団の非常配備

水防本部長が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、具体的には、資料901-1<消防団に対する非常配備基準>により配備体制につくものとする。

(1) 水防本部長自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに袋井水防区長（袋井土木事務所長）を經由して静岡県水防本部長（知事）に報告するものとする。

(2) 水防警報河川等について、静岡県知事からその警報の伝達を受けた場合

(3) 緊急にその必要があるとして静岡県水防本部長（知事）からの指示があった場合

3 ダム事前放流に係る配備体制

ダム管理者が事前放流を辞しする場合には、資料 301-1<災害時等の配備体制とその基準>により行うものとする。

第2節 雨量等の監視と通報

1 雨量観測所

市で管理する雨量観測装置は、5箇所でありすべてがテレメーター化又は市庁舎等が観測所となっている。なお、本市に関係のある天竜川水系及び太田川水系の雨量観測所は、資料902-1<雨量観測所一覧表>のとおりである。

2 水位観測所

市で管理する水位観測装置は、7箇所でありすべてがテレメーター化されている。なお、本市に関係のある天竜川水系及び太田川水系の水位観測所は、資料902-2<水位観測所一覧表>のとおりである。

3 雨量等の監視、通報

市で管理する雨量観測装置及び水位観測装置のうち一部の装置については、指定雨量又は指定水位に達した場合、それらを所管する担当課の職員に自動通報することとなっている。

なお、県内の雨量、水位等は静岡県土木総合防災情報システム（通称 SIPOS）で受信され、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp/>）」で監視できる。ただし、システムに障害が生じた場合には、電話、ファクシミリなどにより袋井土木事務所等から通報される。

第3節 監視及び警戒とその措置

1 監視

水防管理者、消防長又は消防団長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒

水防管理者、消防長又は消防団長は、県から非常配備体制が発令されたとき又は気象等の悪化が予想されるときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視にあたらせるものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、袋井水防区長（袋井土木事務所長）及び河川等の管理者に報告するものとする。

なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して、自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物の堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、消防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

水防法第20条の規定に基づく、静岡県水防信号規則（昭和31年静岡県規則第75号）による水防信号は、資料906-1<水防信号>のとおりである。

2 水防標識

水防法第18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年静岡県告示第939号）は、資料906-2<水防標識図>のとおりである。

第7節 水防配備の解除

1 市の水防配備の解除

水防本部長は、静岡地方气象台、国土交通省浜松河川国道事務所の情報及び県からの通知などに基づき、市域における水防活動の必要がなくなると認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、袋井水防区長（袋井土木事務所長）を経由して県水防本部長に報告するものとする。

2 消防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防本部長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告するものとする。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 避難

第1節 避難の指示

1 避難の指示

洪水、津波等により著しい危険が切迫していると認めるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

高齢者等避難、避難指示を発令する際の判断基準、伝達方法、避難場所等は、資料1001-1<避難情報等の判断・伝達マニュアル>のとおりとする。

2 関係者への通知等

水防管理者が、立退き又はその準備を指示するときは、磐田警察署長へ通知するとともに、静岡県西部地域局長及び袋井土木事務所長へその旨を報告しなければならない。

第2節 警戒区域の設定

水防上緊急に必要な場合においては、水防法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 避難のための立退き計画

水防管理者（市長）は、避難所として適当な施設について十分調査し、磐田警察署長及び関係者と事前に協議の上、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先、経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

第 1 1 章 決壊等の通報及び決壊後の処置

第 1 節 決壊等（被害情報）の通報

1 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（市長）、消防長、消防団長又は水防協力団体の代表者は、速やかに一般住民、袋井水防区長（袋井土木事務所長）、磐田警察署及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 隣接水防管理者からの通報に対する処置

水防管理者（市長）は、前記 1 の通報を受けたときは、氾濫及びそのおそれのある隣接水防管理者に対して、その旨を通報するものとする。

第 2 節 決壊後の処置

決壊箇所については、水防管理者（市長）、消防長、消防団長、県水防本部長、水防協力団体の代表者及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第12章 協力応援

第1節 河川管理者の協力

1 国土交通省中部地方整備局の協力

河川管理者（中部地方整備局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 天竜川下流の河川に関する情報の提供

情報の提供の方法は、次のとおりである。

ア 水位情報の提供方法

(ア) 川の防災情報ホームページ (<http://www.river.go.jp/>)

(イ) 電話応答装置（鹿島水位観測所水位のみ）

イ 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

(ア) 提供方法

浜松河川国道事務所ホームページ (<http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/>)

(イ) 提供情報

浸水想定区域図及び河川状況映像

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(5) 水防活動の記録及び広報

(6) 国土交通省の災害対策用車両等の派遣

国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、浜松河川国道事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項をファクシミリにて合わせて提示する。要請書の様式は、資料1201-1<国土交通省派遣要請様式>のとおりである。

なお、国土交通省窓口の連絡先は、次表のとおりである。

地区	国土交通省窓口	電話番号	FAX番号
西部	浜松河川国道事務所防災課	053-466-0129	053-466-0122

派遣要請のできる災害対策用車両等は資料1201-2<災害対策用車両等一覧表>のとおりで、市管理河川でも派遣可能である。

また、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした水防管理者が負担することとする。

なお、派遣要請した場合には、速やかに袋井水防区長（袋井土木事務所長）に報告するものとする。

2 静岡県の協力

河川管理者（静岡県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所

(ア) 太田川：豊浜水位観測所・新貝水位観測所

(イ) 仿僧川：福田水位観測所・鮫島橋水位観測所

- (ウ) 今ノ浦川：中島水位観測所・今之浦橋水位観測所
- (エ) 敷地川：笠梅橋水位観測所
- (オ) 宇刈川：横手橋水位観測所
- (カ) 一雲済川：上神増水位観測所
- (キ) 磐田久保川：江川橋水位観測所

イ 提供する情報

水位情報及び映像情報

ウ 提供する手段

インターネット用ホームページ

ページ名称：サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）

アドレス：<http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 2 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 3 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 応援の要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

2 要請に対する協力

応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障のない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

3 応援協定の締結

水防管理者は、あらかじめ隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し、協定を締結しておくものとする。

第4節 自衛隊の応援要請の要求

水防管理者は、水防上必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣について要請するよう要求するものとする。なお、知事への要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

第5節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、磐田警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

第 1 3 章 水防てん末報告

水防管理者は、洪水、高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項を取りまとめ、資料1301-1<水防管理団体水防活動実施報告書>により、水防活動実施後10日以内に袋井水防区（袋井土木事務所）を経由し、県水防本部長に報告するものとする。

1 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動を実施した河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防活動実施報告作成上の注意事項

- (1) 水防を行った箇所ごとに作成すること。
- (2) 箇所ごとの報告書に集計表を添付し、3部提出すること。
- (3) 集計表は、資料1301-1<水防管理団体水防活動実施報告書>の様式を利用し、水防実施箇所欄には、箇所数のみを記入すること。
- (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

第14章 施設及び水防用資器材整備運用並びに輸送

第1節 施設及び水防用資器材の整備

1 水防倉庫、水防資器材整備

緊急事態に対処できるよう水防倉庫等の施設及び水防用資器材を整備しておくものとする。なお、水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資器材の状況は、資料1401-1<水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表>のとおりである。

2 水防資器材等の調達

水防管理者（市長）は、資器材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農業協同組合などの資器材保有業者等の保管数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

3 地震対策用資器材の活用

水防活動上必要があるときは、地震対策用防災倉庫（市内各避難所及び防災センター等）に備蓄する資器材も活用するものとする。

4 県への要請

水防管理者（市長）は、水防用資器材について緊急調達してもなお不足をきたした場合には、袋井水防区長（袋井土木事務所長）に要請するものとする。

なお、袋井水防区長及び水防管理者が管理する水防倉庫は、資料1401-1<水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表>のとおりである。

第2節 輸送路の確保

1 輸送経路の選定

非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路等についてあらかじめ定めておくものとする。

2 迂回路の設定

災害時において、道路冠水等により交通の途絶が予想される主要輸送道路等については、あらかじめ迂回路を設定しておくものとする。

第15章 水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

1 水防計画の策定

- (1) 水防管理者（市長）は、水防法第33条の規定に基づき、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (2) 水防管理者（市長）は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ磐田市防災会議に諮るとともに、その要旨を公表するよう努めるものとする。

2 水防計画の配布

水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第2節 水防訓練

毎年1回以上県の指導により水防訓練を実施し、訓練要領については袋井土木事務所長と協議の上水防管理者が定めるものとする。

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供（水防法第36条、第39条、第40条）

市は、法人又は特定非営利活動法人で2に示す業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、市は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し、必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務（水防法第37条）

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前記(1)から(5)までに附帯する業務

3 水防協力団体の消防団等との連携（水防法第38条）

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前記2の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年市が行う水防訓練に参加することとする。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請、指定及び運用等必要な事項については、別に定める。

第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

磐田市防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、磐田市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、天竜川及び太田川の洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設は、資料1701-1<浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。

3 住民等への周知

市長は、磐田市地域防災計画において定められた前記2に掲げる事項について、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む場合は、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他必要な措置を講ずるものとする。

4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川又は水位周知河川を除く河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知するものとする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、又は変更したときは、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、磐田市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛消防組織が置かれたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第2節 津波対応

1 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、国土交通大臣が定める津波防災地域づくりに関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示するとともに、関係市町長に公示された事項を記載した図書を送付する。

なお、津波災害警戒区域の指定状況は、下表のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町
下 田	下田市・東伊豆町・河津町 南伊豆町・松崎町	—
熱 海	—	—
沼 津	伊豆市	伊豆市
富 士	—	—
静 岡	—	—
島 田	—	—
袋 井	—	—
浜 松	—	—

2 津波浸水想定

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成25年6月に公表した静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル2の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表している。

3 津波災害警戒区域の指定を受けたときの措置

市の地域において津波災害警戒区域の指定を受けたときは、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 磐田市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、磐田市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 津波災害警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が

利用する施設をいう。)又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ その他、津波災害警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 住民等に対する周知

市長は、磐田市地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難促進施設に係る避難確保計画の作成等

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により磐田市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの(以下「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

第18章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防に要した費用は、水防管理団体が負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを求めるものとする。

- (1) 水防法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 水防法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2 公用負担の権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防長又は消防団長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- (4) 工作物その他障害物の処分

3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防長又は消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては資料1801-1<公用負担権限委任証明書>の証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、資料1801-2<公用負担命令書>の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

5 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使した場合、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、磐田市消防団員等公務災害補償条例(平成17年磐田市条例第219号)の定めるところにより損害を補償するものとする。